導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

室蘭市は、室蘭港を中心として、100年以上にわたり製鉄、製鋼、石油精製、造船等によって培われた高度な技術を有する企業の集積により発展し、鉄鋼業を中心に、北海道全体の製造品出荷額の約2割を占める、北海道の代表的な工業都市である。中でも製造業は、地域経済の中心として他産業に対する波及効果を産み出す、重要な位置付けとなっている。

現在、市内企業の9割以上を占める中小企業では、人口減少に伴う人手不足、 後継者不足等の課題に直面しており、平成30年時点で市内人口全体の59%を 占めていた生産年齢人口も現在は約52%と急速に減少しており、現状のままで は産業基盤に大きな影響を与えかねない状況である。

このような中、市内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した産業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

室蘭市では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、道内で設備投資が活発な自治体の1つとなり、胆振地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に40件程度の先端設備等導入 計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

室蘭市の産業は、製造業を中心に、サービス業、建設業など多岐に渡り、多様な業種が経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において 対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備 等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

室蘭市の産業は、市街地、郊外、臨海部と広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現するため、本計画の対象区域は市内全域とする。

(2) 対象業種·事業

室蘭市の産業は製造業を中心に、サービス業、建設業など多岐にわたり、多様な業種が経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画の対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、全ての事業を対象とする。

ただし、固定価格買取制度等の全量売電のための再生可能エネルギー発電事業は、市内への経済波及効果や創出される雇用が希薄であるため対象外とする。

4 計画期間

- (1) 導入促進基本計画の計画期間 令和5年6月6日~令和7年6月5日までの2年間とする。
- (2) 先端設備等導入計画の計画期間 3年間、4年間、5年間とする。
- 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項
 - ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用 の安定に配慮する。
 - ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。